

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年1月13日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）
【会社名】	夢の街創造委員会株式会社
【英訳名】	YUME NO MACHI SOUZOU IINKAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 葎田 徹
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号
【電話番号】	06-4704-5311
【事務連絡者氏名】	財務経理グループマネージャー 浅田 高史
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号
【電話番号】	06-4704-5401
【事務連絡者氏名】	財務経理グループマネージャー 浅田 高史
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成21年 9月1日 至平成21年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成21年 9月1日 至平成22年 8月31日
売上高(千円)	277,231	290,006	1,157,695
経常利益(千円)	82,048	49,114	239,241
四半期(当期)純利益(千円)	34,314	25,384	122,948
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	1,107,350	1,107,350	1,107,350
発行済株式総数(株)	55,131	55,131	55,131
純資産額(千円)	1,916,892	2,000,650	2,002,309
総資産額(千円)	2,041,695	2,150,868	2,120,461
1株当たり純資産額(円)	37,057.22	38,535.18	38,597.22
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	665.31	492.02	2,383.23
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	646.96	490.57	2,331.67
1株当たり配当額(円)	-	-	900
自己資本比率(%)	93.6	92.4	93.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,654	47,523	157,429
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	92,201	42,743	117,651
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	26,814	35,807	55,274
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	480,715	372,460	403,487
従業員数(人)	49	53	53

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(人)	53	(39)
---------	----	------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当四半期会計期間における平均雇用人員であります。臨時従業員にはパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績について、当社は出前館事業の単一セグメントとしているため、基盤となる出前館事業並びにその関連事業ごとに示すと、次のとおりであります。

区分		当第1四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	前年同四半期比(%)
		(千円)	
出前館事業	基本運営費	61,973	107.7
	オーダー手数料	180,428	98.0
	広告収入	17,716	87.6
	その他	27,826	283.7
	小計	287,945	106.0
関連事業		2,061	37.2
合計		290,006	104.6

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期会計期間より、開示項目の見直しを行い、基盤となる出前館事業についてはその内訳を記載し、また、広告代理事業及び駆けつけ館事業は関連事業としてまとめて記載しております。なお、これによる事業区分に与える影響はないため、前年同期比較を行っております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、企業の在庫調整の進展や政府の景気対策の効果等により一部では景気底入れの兆しが見られるものの、国内景気は、雇用・所得環境の低迷や円高の継続などにより本格的な回復基調までは及ばず、個人消費は引き続き厳しい状況で推移しております。

このような環境の中、当社は本事業年度から取り組み始めた3ヵ年中期経営計画に則り、会員、加盟店、地域の観点からオーダー数の拡大に注力するとともに、ネットスーパー店舗の新規獲得に注力してまいりました。

基盤となる出前館事業におきましては、当第1四半期末における会員数は約358万人、加盟店舗数は大台となる10,000店舗を突破いたしました。

オーダー数に関しましては約156万件と前年同期とほぼ同数となりましたが、第2四半期となる12月にはiPhone専用アプリ「出前館」をリリースし、大手ファミリーレストラン「ジョナサン」が加盟するなど積極的な事業推進により、同月以降は前年同期を上回るペースで順調に推移しております。

基盤となる出前館事業の売上高内訳は、基本運営費が61,973千円（前年同期比7.7%増）、オーダー手数料が180,428千円（前年同期比2.0%減）、広告収入が17,716千円（前年同期比12.4%減）及びその他が27,826千円（前年同期比183.7%増）となりました。また、関連事業の売上高は、2,061千円（前年同期比62.8%減）となりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は290,006千円（前年同期比4.6%増）、経常利益は49,114千円（前年同期比40.1%減）、四半期純利益は25,384千円（前年同期比26.0%減）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、配当金の支払い等により、前事業年度末に比べ31,027千円減少し、372,460千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、47,523千円（前年同四半期は3,654千円の減少）であります。これは主として税引前四半期純利益47,404千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、42,743千円（前年同四半期は92,201千円の増加）であります。これは主として無形固定資産取得による支出37,054千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、35,807千円（前年同四半期は26,814千円の減少）であります。これは配当金の支払額があったことによるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	55,131	55,131	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用していません。
計	55,131	55,131	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成16年10月4日開催臨時株主総会特別決議（平成16年10月19日開催取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	824
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,472(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,002(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年10月4日 至平成26年10月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとします。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続は認めないものとします。新株予約権の割当を受けた者が権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人の地位にあることを条件とします。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 当社は、平成19年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年8月15日開催臨時株主総会特別決議

(平成17年8月15日開催取締役会決議、平成18年2月17日開催取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,001(注)2
新株予約権の行使期間	自平成17年8月16日 至平成27年8月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 41,667 資本組入額 20,834
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとします。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続は認めないものとします。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 当社は、平成19年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権

平成20年11月26日開催定時株主総会決議（平成20年12月12日開催取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69,435(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年12月13日 至平成24年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 69,435 資本組入額 34,718
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。調整後行使価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、自己株式を処分する場合または新株を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{処分する自己株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、株式の新規発行を行う場合には「処分する自己株式数」を「新規発行株式数」と読み替えるものとします。

当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は取締役会の決議をもって、合併または会社分割の条件等を勧告のうえ、合理的と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下新株予約権者という。）は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有していることを要します。ただし、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではないものとします。

各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為（以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、以下の条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「組織再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に従って組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する組織再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の種類

組織再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）」に従って定める調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

平成20年11月26日開催定時株主総会決議（平成21年12月11日開催取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	442(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	53,419(注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年1月5日 至平成26年1月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 53,419 資本組入額 26,710
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、自己株式を処分する場合または新株を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数}}{1 \text{株当たりの時価}}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、株式の新規発行を行う場合には「処分する自己株式数」を「新規発行株式数」と読み替えるものとします。

当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は取締役会の決議をもって、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有していることを要します。ただし、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為（以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、以下の条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「組織再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に従って組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する組織再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の種類

組織再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を助案のうえ、上記新株予約権の目的である株式の種類及び新株予約権の目的である株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）に従って定める調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要します。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日	-	55,131	-	1,107,350	-	658,450

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,538	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,593	51,593	-
発行済株式総数	55,131	-	-
総株主の議決権	-	51,593	-

【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
夢の街創造委員会株式会社	大阪市中央区北久宝寺町4-4-2	3,538	-	3,538	6.41
計	-	3,538	-	3,538	6.41

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年9月	10月	11月
最高(円)	43,200	35,850	40,000
最低(円)	32,100	32,450	33,650

(注) 当社は、大阪証券取引所ヘラクレスに上場しておりましたが、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されております。従って、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスであり、平成22年10月12日以降は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)の株価であります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	872,460	903,487
売掛金	169,646	171,008
前払費用	6,847	4,992
繰延税金資産	23,166	27,847
未収収益	69	676
未収入金	3,499	2,844
その他	23	46
貸倒引当金	9,661	8,876
流動資産合計	1,066,050	1,102,026
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,641	8,004
減価償却累計額	3,299	3,068
建物(純額)	6,341	4,935
工具、器具及び備品	106,385	103,937
減価償却累計額	85,062	82,255
工具、器具及び備品(純額)	21,322	21,681
土地	139	139
有形固定資産合計	27,803	26,756
無形固定資産		
ソフトウェア	213,436	214,036
ソフトウェア仮勘定	83,930	36,146
無形固定資産合計	297,367	250,183
投資その他の資産		
投資有価証券	688,485	658,418
破産更生債権等	91	445
長期前払費用	704	850
差入保証金	19,497	19,822
繰延税金資産	50,131	61,575
その他	828	828
貸倒引当金	91	445
投資その他の資産合計	759,646	741,494
固定資産合計	1,084,818	1,018,435
資産合計	2,150,868	2,120,461

	当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年8月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	118,699	77,444
未払費用	1,932	2,086
未払法人税等	17,072	30,309
未払消費税等	5,786	4,077
前受金	228	371
預り金	6,421	2,975
前受収益	44	711
その他	32	175
流動負債合計	150,217	118,151
負債合計	150,217	118,151
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,107,350	1,107,350
資本剰余金	658,450	658,450
利益剰余金	533,646	554,695
自己株式	240,358	240,358
株主資本合計	2,059,089	2,080,138
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70,944	88,791
評価・換算差額等合計	70,944	88,791
新株予約権	12,505	10,963
純資産合計	2,000,650	2,002,309
負債純資産合計	2,150,868	2,120,461

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
売上高	277,231	290,006
売上原価	42,239	78,153
売上総利益	234,991	211,852
販売費及び一般管理費	¹ 156,079	163,874
営業利益	78,911	47,978
営業外収益		
受取利息	2,977	444
雑収入	-	691
その他	197	-
営業外収益合計	3,174	1,135
営業外費用		
株式交付費	37	-
営業外費用合計	37	-
経常利益	82,048	49,114
特別利益		
ポイント引当金戻入額	39,482	-
特別利益合計	39,482	-
特別損失		
ソフトウェア臨時償却費	² 61,520	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,710
特別損失合計	61,520	1,710
税引前四半期純利益	60,010	47,404
法人税、住民税及び事業税	21,574	18,113
法人税等調整額	4,121	3,906
法人税等合計	25,696	22,019
四半期純利益	34,314	25,384

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	60,010	47,404
減価償却費	16,079	18,088
株式報酬費用	814	1,542
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,365	430
ポイント引当金の増減額(は減少)	63,769	-
ソフトウェア臨時償却費	61,520	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,710
受取利息及び受取配当金	2,977	444
株式交付費	37	-
売上債権の増減額(は増加)	2,702	1,716
仕入債務の増減額(は減少)	79,650	8,823
その他	7,489	4,163
小計	5,511	75,108
利息及び配当金の受取額	50,853	1,051
法人税等の支払額	48,996	28,636
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,654	47,523
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	200,000	500,000
定期預金の預入による支出	100,000	500,000
有形固定資産の取得による支出	541	4,085
無形固定資産の取得による支出	7,256	37,054
その他	-	1,603
投資活動によるキャッシュ・フロー	92,201	42,743
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,212	-
配当金の支払額	28,027	35,807
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,814	35,807
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	61,731	31,027
現金及び現金同等物の期首残高	418,984	403,487
現金及び現金同等物の四半期末残高	480,715	372,460

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
会計処理基準に関する 事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しています。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ218千円減少し、税引前四半期純利益は1,928千円減少しています。

【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
(四半期損益計算書)	前第1四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「雑収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第1四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「雑収入」は197千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末 (平成22年8月31日)

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)																																												
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。																																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">22,253千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">915</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">12,303</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">48,928</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">8,026</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,377</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">8,047</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td style="text-align: right;">7,282</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">6,184</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,685</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">929</td> </tr> </table>	広告宣伝費	22,253千円	貸倒引当金繰入額	915	役員報酬	12,303	給与手当	48,928	法定福利費	8,026	減価償却費	3,377	旅費交通費	8,047	求人費	7,282	地代家賃	6,184	支払手数料	11,685	業務委託費	929	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">26,552千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,961</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">8,802</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">46,245</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">8,915</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,890</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">9,087</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td style="text-align: right;">1,389</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">6,868</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,973</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">877</td> </tr> </table>	広告宣伝費	26,552千円	貸倒引当金繰入額	2,961	役員報酬	8,802	給与手当	46,245	法定福利費	8,915	減価償却費	2,890	旅費交通費	9,087	求人費	1,389	地代家賃	6,868	支払手数料	11,973	業務委託費	877
広告宣伝費	22,253千円																																												
貸倒引当金繰入額	915																																												
役員報酬	12,303																																												
給与手当	48,928																																												
法定福利費	8,026																																												
減価償却費	3,377																																												
旅費交通費	8,047																																												
求人費	7,282																																												
地代家賃	6,184																																												
支払手数料	11,685																																												
業務委託費	929																																												
広告宣伝費	26,552千円																																												
貸倒引当金繰入額	2,961																																												
役員報酬	8,802																																												
給与手当	46,245																																												
法定福利費	8,915																																												
減価償却費	2,890																																												
旅費交通費	9,087																																												
求人費	1,389																																												
地代家賃	6,868																																												
支払手数料	11,973																																												
業務委託費	877																																												
2. ソフトウエア臨時償却費は、出前館システム更新に伴い旧システムの耐用年数を見直したことによるソフトウェア資産の臨時償却費であります。																																													

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)												
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">980,715千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">480,715</td> </tr> </table>	現金及び預金	980,715千円	預入期間が3か月を超える定期預金	500,000	現金及び現金同等物	480,715	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">872,460千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">372,460</td> </tr> </table>	現金及び預金	872,460千円	預入期間が3か月を超える定期預金	500,000	現金及び現金同等物	372,460
現金及び預金	980,715千円												
預入期間が3か月を超える定期預金	500,000												
現金及び現金同等物	480,715												
現金及び預金	872,460千円												
預入期間が3か月を超える定期預金	500,000												
現金及び現金同等物	372,460												

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年11月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 55,131株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,538株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 12,505千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月26日 定時株主総会	普通株式	46,433	900	平成22年8月31日	平成22年11月29日	利益剰余金

(金融商品関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年11月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年11月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年11月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第1四半期会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

当第1四半期会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 257千円 販売費及び一般管理費 1,284千円

2. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、出前館事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年11月30日)

当社には賃貸等不動産がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年11月30日)		前事業年度末 (平成22年8月31日)	
1株当たり純資産額	38,535.18円	1株当たり純資産額	38,597.22円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	665.31円	1株当たり四半期純利益金額	492.02円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	646.96円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	490.57 ^円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	34,314	25,384
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	34,314	25,384
期中平均株式数(株)	51,577	51,593
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,463	152
(うち新株予約権(株))	(1,463)	(152)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月13日

夢の街創造委員会株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている夢の街創造委員会株式会社の平成21年9月1日から平成22年8月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、夢の街創造委員会株式会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化されたものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月12日

夢の街創造委員会株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている夢の街創造委員会株式会社の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、夢の街創造委員会株式会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化されたものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。